

支給対象者・支給額一覧

【救護施設】

区分	単価 (円)		支給要件
	1事業所あたり	定員1名あたり	
救護施設	—	13,700	

【障害福祉サービス事業所等】

区分	サービス種別	単価 (円)		支給要件
		1事業所あたり	定員1名あたり	
通所系	療養介護事業所	114,000	—	○障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき、開設している通所系事業所。
	生活介護事業所	114,000	—	
	重度障害者等包括支援事業所	114,000	—	
	自立訓練（機能訓練）事業所	114,000	—	
	自立訓練（生活訓練）事業所	114,000	—	
	就労移行支援事業所	114,000	—	
	就労継続支援（A型）事業所	114,000	—	
	就労継続支援（B型）事業所	114,000	—	
	児童発達支援事業所	114,000	—	
	放課後等デイサービス事業所	114,000	—	
入所系	障害者支援施設	—	13,700	○障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき、開設している入所系施設。 ※短期入所事業所における、空床利用型は対象外。
	共同生活援助事業所	—	13,700	
	短期入所事業所（空床利用型は対象外）	—	13,700	
	福祉型障害児入所施設	—	13,700	
訪問・相談系	医療型障害児入所施設	—	13,700	○障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき、開設している訪問・相談系事業所。
	居宅介護事業所	39,000	—	
	重度訪問介護事業所	39,000	—	
	同行介護事業所	39,000	—	
	行動支援事業所	39,000	—	
	就労定着支援事業所	39,000	—	
	自立生活援助事業所	39,000	—	
	居宅訪問型児童発達支援事業所	39,000	—	
	保育所等訪問支援事業所	39,000	—	
	一般相談支援事業所	39,000	—	
	障害児相談支援事業所	39,000	—	
	特定相談支援事業所	39,000	—	

【介護サービス事業所等】

区分	サービス種別	単価 (円)		支給要件
		1事業所あたり	定員1名あたり	
通所系	通所介護	136,000	—	○介護保険法の規定に基づき開設している通所系事業所。 ※介護予防サービス若しくは総合事業のみを実施している事業所又は保険医療機関のうち介護保険法第71条の規定によるみなし指定を受けている事業所は対象外。
	通所リハビリテーション（医療・施設みなしを除く一般指定のみ）	136,000	—	
	看護小規模多機能型居宅介護	136,000	—	
	地域密着型通所介護	136,000	—	
	認知症対応型通所介護	136,000	—	
	小規模多機能型居宅介護	136,000	—	
入所系	介護老人福祉施設	—	13,700	○介護保険法又は老人福祉法の規定に基づき開設している入所系施設。 ※介護予防サービスは対象外。
	介護老人保健施設（指定管理施設を除く）	—	13,700	
	介護医療院	—	13,700	
	短期入所生活介護（空床利用型を除く）	—	13,700	
	認知症対応型共同生活介護	—	13,700	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	13,700	
	特定施設入居者生活介護（看護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く）	—	13,700	
	養護老人ホーム（指定管理施設を除く）	—	13,700	
	軽費老人ホーム	—	13,700	
	介護老人保健施設（指定管理施設）	—	27,400	
訪問・相談系	居宅介護支援（指定管理施設を除く）	39,000	—	○介護保険法の規定に基づき開設している訪問系事業所又は相談系事業所。 ※介護予防サービス若しくは総合事業のみを実施している事業所又は保険医療機関のうち介護保険法第71条の規定によるみなし指定を受けている事業所は対象外。
	福祉用具貸与・販売（同一事業者の重複支給は不可）	39,000	—	
	訪問介護	39,000	—	
	訪問入浴介護	39,000	—	
	訪問看護ステーション（医療機関を除く）	39,000	—	

【児童養護施設等】

区分	単価 (円)		支給要件
	1事業所あたり	定員1名あたり	
児童養護施設	—	13,700	○児童福祉法の規定に基づき設置している児童養護施設。 ○支援金の算定において、暫定定員を設定されている施設においては、暫定定員に基づき支援金を算定する。

【医療施設】

区分	単価 (円)		支給要件	
	基礎支援金（1施設あたり）	加算支援金（1床あたり）		
医療施設	病院・有床診療所	345,000	31,950	○医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所（企業・社会福祉施設等の医務室、臨時開設の施設を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受け、一般患者の受け入れを行っている医療施設。ただし、若手県及び独立行政法人国立病院機構が開設する医療施設を除く。 ※休床中の病床は対象外。 ※全ての病床を休床している有床診療所は無床診療所の単価で算定。
	無床診療所（医科）	172,500	—	
	歯科診療所	172,500	—	
	助産所	172,500	—	

【施術所】

区分	単価 (円)		支給要件
	基礎支援金（1施設あたり）	加算支援金（1床あたり）	
施術所	57,000	—	○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任取扱いの指定を受けた施術所。 ※同一施設で、療養費の受領委任取扱い指定を受けている施術所が複数ある場合は、いずれか一箇所のみ申請可能。

【薬局】

区分	単価 (円)		支給要件
	1事業所あたり	定員1名あたり	
薬局	19,000	—	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設の許可を受けている薬局のうち、健康保険法の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設。